

## V 宮城野区内の避難所等（令和5年4月現在）

### V-1 指定避難所（避難のための広場と建物を備えた施設）

- ➔ 市立小学校、市立中学校、仙台工業高校、仙台大志高校、高砂市民センター、岩切東コミュニティ・センター

### V-2 地域避難場所（指定避難所の確保がむずかしい地域の一時的な避難広場）

- ➔ 宮城県仙台第三高校、宮城県消防学校、清水沼公園、日の出町公園、出花二丁目公園、扇町一丁目公園、扇町四丁目公園、福田町南一丁目公園、高砂一丁目公園

### V-3 広域避難場所（火災の広がりにより指定避難所等にとどまることができない場合の避難広場）

- ➔ 宮城野原公園総合運動場、榴岡公園

### V-4 コミュニティ防災センター

平常時には、自主防災組織等の防災訓練及び防災知識普及の場として、災害発生時には、自主防災活動の拠点として機能するように設置されています。

名 称	所在地	電 話
岩切コミュニティ防災センター	岩切字三所南 88-2	255-7728
岩切東コミュニティ防災センター	岩切字青津目 137-8	255-3833
岡田コミュニティ防災センター	蒲生字雑子袋 3-14	259-0342
幸町コミュニティ防災センター	幸町三丁目 13-13	291-8651
高砂コミュニティ防災センター	高砂一丁目 24-9	258-1010
田子コミュニティ防災センター	田子二丁目 4-25	254-2721
燕沢コミュニティ防災センター	燕沢東三丁目 9-2	352-0377
鶴ヶ谷東コミュニティ防災センター	鶴ヶ谷東一丁目 1-50	252-0646
鶴巻コミュニティ防災センター	福田町三丁目 1-20	259-5547
中野栄コミュニティ防災センター	栄三丁目 11-11	254-6050
原町コミュニティ防災センター	原町一丁目 3-54	257-1826
東仙台コミュニティ防災センター	東仙台五丁目 32-17	291-0575
福室コミュニティ防災センター	福室五丁目 9-36	786-3540
栢江コミュニティ防災センター	安養寺二丁目 2-1	298-1650
宮城野コミュニティ防災センター	萩野町二丁目 13-10	239-5967
新田コミュニティ防災センター	新田二丁目 11-30	236-8130
幸町南コミュニティ防災センター	大梶 10-27	296-8120
鶴ヶ谷コミュニティ防災センター	鶴ヶ谷二丁目 1-7	251-1562
西山コミュニティ防災センター	東仙台六丁目 17-1	299-6230

## VI 町内会活動を支援します

町内会活動に際し、活用できる助成・支援制度のご紹介です。  
申請時期・方法、助成額等、具体的な内容については、各担当課にご確認ください。

### VI-1 町内会等育成奨励金

地域住民により自主的に結成され、日常的に活動を行っている町内会（自治会）の運営にかかる経費の一部を助成します。

交 付 額…毎年6月1日現在の町内会加入世帯数×530円

交付手続…6月に各町内会へ書類を送付します。

交付申請書に必要事項を記入し、  
町内会の総会資料等を添付して提出してください。

### VI-2 地区連合町内会運営補助金

地域町内会相互の融和親睦と連絡協調を目的に、自主活動を行うための経費の一部を、連合町内会に対して助成します。

交 付 額…毎年6月1日現在の構成世帯数及び町内会数に応じた額

交付手続…8月に各地区連合町内会へ書類を送付します。

交付申請書に必要事項を記入し、  
地区連合会の総会資料等を添付して提出してください。

### VI-3 屋外掲示板設置補助金

地域住民相互のコミュニケーションの増進を図るために屋外掲示板を設置（新設、建替え）する場合に、経費の一部を補助します。

補助金額…屋外掲示板を新設または建替えするのに要する経費の2分の1に相当する額（100円未満は切り捨て、上限額3万円）

申請手続…設置する前にまちづくり推進課にご相談ください。

➡（VI-1～3いずれも）

宮城野区まちづくり推進課 地域振興係 TEL 291-2111 (内線 6133)

### VI-4 地区集会所建設等補助金及び地区集会所借上補助金

住民活動の拠点となる集会所施設を建設（新築、増築、改築、修繕等※）する場合、または集会所施設として賃貸借契約を結び借り上げた場合、その要件に応じて予算の範囲内でその費用の一部を補助します。計画をされるときは、お早目にまちづくり推進課にご相談ください。 ※修繕等には、エアコン設置も含まれます。

➡ 宮城野区まちづくり推進課 地域振興係 TEL 291-2111 (内線 6133)

### VI-5 市政だより等の配布謝礼金

「市政だより」「仙台の水道」「仙台市議会だより」等の市広報紙及び「県政だより」の配布に対し配布謝礼金を交付します。交付手続きは、「VI-1 町内会等育成奨励金」の交付申請書類と一緒に、書類を送付します。同時に手続きを行ってください。

→ 宮城野区総務課 区政推進係 TEL 291-2111 (内線6115)

### VI-6 コミュニティまつり助成

町内会または連合町内会（まつり実施のために設ける実行委員会を含む）が主催して行うコミュニティまつりの振興を図るために助成する制度です。まつりに要する経費に充当することを条件に、主催する町内会等の申請により助成金が交付されます。助成金の交付は同一町内会等に対して1年度1回です。

申込は、まつり実施日の1か月前までに申込書を（公財）仙台ひと・まち交流財団事務局に電子メールまたは郵送で送付してください。

申込書は財団事務局、各市民センター、区まちづくり推進課等で配布するほか、仙台ひと・まち交流財団のホームページからもダウンロードができます。

- （公財）仙台ひと・まち交流財団  
青葉区大町二丁目12-1（戦災復興記念館3階） TEL 268-4789
- ホームページ URL <https://www.hm-sendai.jp/>
- 電子メール [infodesk@hm-sendai.jp](mailto:infodesk@hm-sendai.jp)

### VI-7 私道などの整備補助

町内会等が、一定の条件を満たす私道を舗装したり、同時に側溝やカーブミラー等を設置する場合に、申請により費用の9割を補助します。申請受付は10月末までです。

### VI-8 街路灯に関する補助

町内会等がLED灯具を備えた街路灯を新設または既設の街路灯をLED化し基準に適合する場合は、費用の8割を補助します。また、町内会等が設置し維持管理をしている街路灯の電気料1年間あたりの約10か月分を補助します。

### VI-9 街路灯の移管

市道などに設置した街路灯で、町内会等が管理するものを、申請により移管を受け、市が管理します。

次頁に続く

### VI-10 凍結防止剤の配布

市道、公道などの凍結を防止するため町内会等を対象に凍結防止剤を配布します。詳細については、12月号の市政だより「冬道の安全対策」にてお知らせしています。

### VI-11 小型除雪機械購入補助

仙台市が管理する道路を市民のみなさまの協力で除雪するため小型除雪機械を購入する場合に、30万円を限度として、購入費用の9割を補助しますので、事前にご相談ください。なお、補助につきましては条件等もありますので、併せてご相談ください。

➡ (VI-7~11 いずれも)

宮城野区道路課 道路管理係 TEL291-2111 (内線6432~6436)

### VI-12 止水板等設置補助制度

止水板等を設置する場合に、市が費用の一部を補助します。

#### (1)補助条件

- 雨水の下水道事業計画区域のうち、過去に浸水被害が発生し、現に居住者が住んでいる住宅、マンション等を所有している方。
- 敷地や建物内に雨水が入らないようにする施設であること。

#### (2)補助額

- 止水板等の設置工事費総額の2分の1 (限度額 50万円)

#### (3)手続き

- 申請前に施工した場合は、補助の対象になりません。
- 工事実施前に、建設局下水道南管理センターにご相談ください。

➡ 建設局下水道南管理センター TEL746-5061

### VI-13 緑化木植栽助成

不特定多数の人が自由に通行または利用できる場所に、町内会等が自分たちの労力で植栽時の樹高が2メートル以上の樹木を5本以上(樹高が2メートル未満の樹木5本で樹高2メートル以上の樹木1本とすることができる)植栽する場合に、植栽材料費として50万円を限度に助成します。申請は毎年度2月末日まで随時受け付けています。(着手予定日の1か月前までに申請してください。)

➡ 建設局百年の杜推進課 緑化推進係 TEL214-8389

## VI-14 花壇づくり助成

地域の公有地（学校を除く）に10㎡以上の花壇をつくろうとする町内会等に対し、費用の一部を助成します。前年度から引き続き助成を受ける団体は継続の申請、新たに助成を受ける団体は新規の申請となります。

- 受付期間 ・継続 毎年5月末日まで  
・新規 毎年9月末日まで（着手予定日の2週間前までに申請）

※予算に達した時点で終了しますので、あらかじめご相談ください。

	助 成 額	助成限度額
植栽材料費	花苗、草花の種子、球根代の1/2	3万円まで
花壇管理費	花壇面積1㎡当たり年間300円（新規は月割）	3万円まで
資材費	土、肥料などの実費（新規のみ）	5万円まで

### ➡ 連絡先

（公財）仙台市公園緑地協会 施設管理課 TEL 293-3583

### ➡ 申請書類配布箇所

（公財）仙台市公園緑地協会 施設管理課 TEL 293-3583

七北田公園都市緑化ホール（七北田公園内） TEL 375-9911

## VI-15 花の苗あっせん

公共的な場所で花壇づくりを行う町内会等に、花苗をあっせんします。年3回、市政だよりで募集します。また、市では毎年花壇コンクールを開催し、地域のみなさまの手掛けた魅力いっぱいの力作を表彰しています。

➡ （公財）仙台市公園緑地協会 施設管理課 TEL 293-3583

## VI-16 肥料「杜のめぐみ」の提供

仙台市では、学校給食からの生ごみ等をリサイクルして作られた肥料「杜のめぐみ」を、花壇づくり等植栽を行う町内会等に無償で提供しています。

ご希望の場合は、『杜のめぐみ使用申込書』を下記の申込先までFAXにて送付ください。

※申込書は仙台市HP <https://www.city.sendai.jp/shinsesho/index.html>

ワケルネット <https://www.gomi100.com/>よりダウンロード可能です。

### (1) 注意事項

- 1袋 15kg です。運搬車両の積載量にご注意ください。
- 個人での利用はできません。
- 配布は一団体、年 100 袋までとさせていただきます。

次頁に続く

- ・ 申込日から、土日祝日と年末年始を除く 10 日後以降の日付をご指定ください。  
(例：令和5年6月1日申込→令和5年6月15日以降受取可能)

## (2) 申込先及び受取場所

- ・ 20 袋までの場合（申込先と受取場所は同じです。）  
宮城野環境事業所 Tel 236-5300 Fax 236-6123  
(所在地) 宮城野区仙石1-1  
(受取可能日時) 月～金 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分  
※土日・祝日、年末年始を除きます。
- ・ 21 袋以上の場合（申込先と受取場所が異なります。）  
申込先：廃棄物企画課 Fax 214-8840  
受取場所：仙台市堆肥化センター  
(所在地) 富谷市石積堀田26  
(受取可能日時) 月～金 午前9時～正午、午後1時～午後4時00分  
※土日・祝日、年末年始を除きます。

## VI-17 落書き消し用具の貸出し

地域の環境美化活動を行う方や、落書きの被害を受けた方に対し、落書き消去剤、ブラシなどを貸し出しています。

## VI-18 木造住宅の耐震診断・耐震改修工事支援事業

昭和56年以前の木造在来軸組構法の戸建て住宅（個人所有）で2階建て以下のものを対象に、耐震診断・耐震改修工事の費用の一部を助成しています。

## VI-19 ブロック塀等除却工事補助金交付事業

公道等（国道、県道、市道又は通学路）に面した倒壊の恐れのある危険なブロック塀等に対し、除却費用の一部を助成しています。

## VI-20 生垣づくりへの助成制度

道路から容易に視認できる場所（隣地境界を除く奥行10m以内）に生垣をつくらうとする個人や事業主の方に対し、費用の一部を助成しています。

➡ (VI-17～20いずれも)

宮城野区街並み形成課 街並み係 Tel 291-2111 (内線6472・6473)

## VI-21 集団資源回収奨励金

集団資源回収実施団体として登録（随時受付）を行い、資源物の回収活動を行う子ども会や町内会等の団体に、回収量に応じた奨励金を交付します。また、実施団体には、地域回覧用のリーフレットや集積所を明示するための表示幕を配布しています。

※資源物：新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック・布類・アルミ缶・指定の再使用びん

➡ 環境局家庭ごみ減量課 管理係 Tel 214-8250



## VI-22 地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金

ごみ出しが困難な世帯のごみを集積所まで運ぶ活動を行う町内会等の団体に、活動回数に応じた奨励金を交付します。

### ■制度概要

対象団体	町内会や老人クラブ、ボランティア団体などの非営利な活動を行っている団体（※事前に登録が必要です。）
対象活動	高齢や障害などにより、ごみ出しが困難な世帯に対する、以下のごみ出し支援活動です。 ① 家庭ごみ等：玄関口から、その世帯が出すことになっているごみ集積所まで ② 粗大ごみ等：住居又はその敷地から、粗大ごみ受付センターに指定された場所まで
対象品目	家庭ごみ等＝「家庭ごみ」「プラスチック資源」「缶・びん・ペットボトル類」「紙類」の4種類 粗大ごみ等＝「粗大ごみ」「せん定枝」の2種類
支援対象世帯の要件	世帯の全員が以下のいずれかの要件に該当している世帯 (1) 申請時に満75歳以上の方 (2) 介護保険の要介護1から要介護5のいずれかの認定を受けている方 (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方 (4) 療育手帳の交付を受けている方 (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
交付金額	家庭ごみ等：1回あたり 140円/世帯 粗大ごみ等：1回あたり 280円/世帯 ※1団体あたりの上限金額は100,000円（半期）です。
申請手続	事前に団体登録申請が必要です。 半期ごと活動回数の実績報告と請求を行い、活動回数に応じた額の奨励金の交付を受けます。 申請書類や説明資料は環境局家庭ごみ減量課で配布のほか、ホームページにも掲載しています。

➡ 環境局家庭ごみ減量課 管理係 Tel 214-8226

➡ ホームページ URL

<https://www.city.sendai.jp/haiki-kanri/kurashi/gomidashi/gomidashisiensyoreikin.html>

ホーム > くらしの情報 > 住みよい街に > ごみの出し方・減量 > ごみの出し方 > 地域ごみ出し支援活動促進事業 > ごみ出しが困難な世帯を支援する団体に奨励金を交付します

## VI-23 私道公共下水道設置制度

公共下水道認可区域内の私道において一定の条件を備えている場合に、市費で私道に公共下水道を設置します。

### (1) 設置条件

- 私道のみ面に面している家屋が、2戸以上あること。(集合住宅は1棟を1戸、また複数の家屋でも所有者が同一の場合は1戸とみなします。)
- 私道の幅員が2.7メートル以上あり、かつ、その一端が既に公共下水道の設置されている公道または私道に接続されていること。
- 私道に公共下水道を設置することについて、利害関係者(権利所有者等)全員の承諾が得られること。
- 工事完了後、利用者全員が速やかに宅内の水洗化を行い、公共下水道に接続すること。

### (2) 手続き

- 申請を希望する場合は、下水道調整課にご相談ください。市で調査し、条件を満たす場合に申請手続きを行っていただきます。

### (3) 維持管理

- 設置及び設置後の維持管理は、市で行うこととなります。

## VI-24 共同排水設備設置補助制度

幅員が2.7メートル未満の私道や、他人の宅地を通して共同で排水設備を設置する場合に、工事費を補助します。

### (1) 補助要件

- 使用家屋が2戸以上あること。(集合住宅は1棟を1戸、また複数の家屋でも所有者が同一の場合は1戸とみなします。)
- 私道等に汚水の排水設備を設置することについて、利害関係者(権利所有者等)全員の承諾が得られること。
- 工事完了後、利用者全員が速やかに宅内の水洗化を行い、公共下水道に接続すること。

### (2) 補助額

- 工事費の8割、ただし、ポンプ施設については全額補助。

### (3) 手続き

- 申請を希望する場合は、下水道調整課にご相談ください。市で調査し、条件を満たす場合に申請手続きを行っていただきます。

### (4) 維持管理

- 設置及び設置後の維持管理は、申請代表者が行うこととなります。

次頁に続く



## VI-25 水洗化困難箇所ポンプ施設設置補助制度

地形上、汚水を自然流下により公共下水道へ流すことができない低地区等にある個人所有の未水洗家屋(新築等を除く)に、ポンプ施設工事費の全額を補助します。

### (1) 補助要件

- ・使用家屋は1戸であること。
- ・ポンプ施設等を設置することについて、利害関係者(権利所有者等)全員の承諾が得られること。
- ・ポンプ施設等の工事と同時に宅内の水洗化を行い、公共下水道に接続すること。

### (2) 補助額

- ・工事費の全額。

## VI-26 私道共同排水設備引取り制度

私道の共同排水設備が一定の条件を備えている場合に、市が引取ります。

### (1) 引取り要件

- ・対象物件が、仙台市公共下水道処理区域内に所在していること。
- ・利用家屋が2戸以上あること。(集合住宅は1棟を1戸、また複数の家屋でも所有者が同一の場合は1戸とみなします。)
- ・私道の幅員が2.7メートル以上あり、かつ、その一端が既に公共下水道の設置されている公道または私道に接続されていること。
- ・私道共同排水設備の引取りについて、所有者全員が承諾していること。
- ・対象物件が設置されている私道に、所有権その他の権利を有する者の全員が、引取り後の土地占用(無償)並びに維持管理のための立入り及び工事について承諾していること。
- ・対象物件が、適正に維持管理されており、正常な機能を保持していること。

### (2) 手続き

- ・申請を希望する場合は、下水道調整課にご相談ください。市で審査等を行い、可否を決定します。

➡ (VI-23~26 いずれも)

建設局下水道調整課 管路係 TEL 214-8816

## VI-27 公設・公管理浄化槽事業

生活排水を浄化槽で処理する区域において、一定の条件を満たす場合に、市が浄化槽を設置し、維持管理を行います。

また、同区域内の既に設置されている浄化槽についても、一定の条件を満たす場合に、市が引取り、維持管理を行います。

### (1) 設置条件

- ①対象となる建築物が、次のいずれかに該当するものであること。
  - ・戸建住宅、共同住宅
  - ・延べ床面積の2分の1以上が住宅である兼用住宅
  - ・集会所
- ②浄化槽の処理対象人員が100人以下であること。
- ③浄化槽の設置に係る土地を市が無償で使用できること。
- ④申請者と土地所有者が異なる場合、関係者の同意が得られていること。
- ⑤浄化槽を設置したとき、遅滞なく排水設備を設置すること。
- ⑥放流先が確保されていること。
- ⑦周囲に浄化槽の設置及び維持管理に支障を及ぼす構造物等がないこと。

### (2) 引取り条件

- ①(1)の設置条件を満たすこと。
- ②申請の日以前1年間の保守点検及び清掃が適正に行われていること。
- ③申請の日以前1年間の法定検査の結果が不適正でないこと。
- ④補修工事等の必要がないこと。

### (3) 手続き

申請を希望する場合は、下水道調整課にご相談ください。市で審査等を行い、可否を決定します。

➡ 建設局下水道調整課 施設係 TEL 214-8233

## VI-28 防災訓練用非常食の提供

各避難所等に備蓄している災害救助物資のうち、更新の際に各避難所等から回収したアルファ米等を、町内会等で使用する防災訓練用物資として提供しています。数に限りがございますので、事前にお問い合わせください。

➡ 宮城野区区民生活課 生活安全係 TEL 291-2111 (内線6142)

## VI-29 動力草刈機等機器整備補助制度

町内会がハエ、蚊等の発生を防止し地域の良好な生活環境づくりのため行う事業に対し、費用の一部が助成されます。予算に達した時点で終了しますので、あらかじめご相談ください。

### (1) 動力草刈機購入助成

次頁に続く

(2)ハ工、蚊等駆除用動力薬剤散布機購入助成

(3)下水道処理区域外の私道へ準公共的な排水設備を設置するとき

※(1)については5月から10月末日まで申し込みを受け付けます。

※助成額には上限があります。

※購入等の前に手続きが必要です。

※宅地用空き地の不適切な管理により雑草が繁茂し、周辺住民の清潔な生活環境が損なわれている場合は、条例により土地所有者に対して除草指導を行いますので、ご相談ください。

→ 宮城野区衛生課 生活衛生係 Tel291-2111 (内線6725・6726)

### VI-30 点字市政だより・声の広報

視覚に障害のある方に、点字・デイジー方式CD（聞き取りに専用機器が必要で  
す）の市政だよりをお届けしています。また、YouTubeによる「仙台市政だ  
より音声版」の配信も行っています。

点字市政だよりは月2回、デイジー方式CD（声の広報）は月1回の発行です。  
YouTube配信は毎月5日頃に更新します。

→ 総務局広報課 市民広報係 Tel214-1150

### VI-31 市民センターの利用（利用に際し、活用できる制度等）

詳しくは、利用する市民センターに直接お問い合わせください。

#### ①使用料の減免

町内会が市民センターを総会、役員会、研修会等の目的で利用する場合は、使用  
料が減免される場合があります。事前の登録が必要です。

#### ②地域利用団体優先申込制度

「市民センターに使用料減免登録をしている団体で、利用する市民センターの中  
学校区内（隣接も含む）に住所を有する会員が3分の2以上」の団体は、一般の抽  
選申し込み優先して申し込むことができます。使用料減免登録と併せて、地域利  
用団体登録を行ってください。

#### ③市民センター諸室の開放

次の市民センターでは、娯楽室等を住民のみなさまへ開放しています。

- ・宮城野区中央市民センター 市民活動室、親子室、娯楽室
- ・鶴ヶ谷市民センター 娯楽室
- ・東部市民センター 娯楽室
- ・田子市民センター 娯楽室
- ・福室市民センター 娯楽室

→ 宮城野区中央市民センター Tel257-1213

※施設利用については、宮城野区文化センターで受け付けています。

次頁に続く

➡ 生涯学習支援センター	TEL295-0403
➡ 高砂市民センター	TEL258-1010
➡ 岩切市民センター	TEL255-7728
➡ 鶴ヶ谷市民センター	TEL251-1562
➡ 榴ヶ岡市民センター	TEL299-5666
➡ 東部市民センター	TEL237-0092
➡ 幸町市民センター	TEL291-8651
➡ 田子市民センター	TEL254-2721
➡ 福室市民センター	TEL786-3540

### VI-32 AEDの貸出し

市民または市内を活動拠点とする団体が市内で主催するスポーツ大会等を対象に、AED（自動体外式除細動器）を無料で貸し出します。ただし、AEDの使用訓練等は対象外となるなどの条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

➡ 宮城野区まちづくり推進課 地域活動係 TEL291-2111 (内線6137)

### VI-33 地域安全安心まちづくり事業

安全で安心なまちづくりを目指して、地域のみなさまが自主的に取り組む防犯活動に対して活動費の一部を助成します。

### VI-34 防犯カメラ設置等補助事業

地域における防犯活動を補完し犯罪発生を抑制する環境整備を進めるため、防犯活動を行う地域団体に対し防犯カメラの設置等に要する経費の一部を助成します。

➡ (VI-33~34 いずれも)  
市民局市民生活課 市民生活係 TEL214-6148

### VI-35 まちづくり支援専門家派遣制度

地域の特性や資源を活かした個性あるまちづくりを推進するため、まちづくりを行っている団体にまちづくり専門家を派遣することにより、専門的な助言やまちづくりに関する情報提供等を行っていく制度です。まちづくり活動の性格や熟度に応じて、「まちづくりアドバイザー」または「まちづくりコンサルタント」を派遣します。

※派遣対象となるまちづくり活動

地域の整備及び保全に関する学習を行う活動、地域の活性化を図る活動またはまちづくり計画案を作成する活動で、当該地域の住民が主体となって行うものが派遣対象となります。派遣は予算の範囲内で行います。詳しくは下記までお問い合わせください。

➡ 都市整備局都市計画課 地域計画係 TEL214-8295

### VI-36 みんなで育てる地域交通乗り乗り事業

公共交通のサービスレベルが低い地域などにおいて、町内会や商店会など地域の方が主体となり、乗合タクシーの運行など地域の足の確保に向けて取り組む場合に、技術的・財政的な支援を行う制度です。

支援対象者：町内会や商店会などの地域団体または交通検討会などの地域の足の確保のため組織された5名以上の団体

支援内容：①運行計画検討における助言や技術的な支援をする交通の専門家の派遣  
②運行に係る経費の一部補助  
③高齢者等割引運賃への補助

詳しくは下記までお問い合わせください。

➡ 都市整備局地域交通推進課 地域交通第二係 TEL 214-8495

### VI-37 市民活動補償制度

市民活動補償制度は、市民のみなさまが安心して地域社会づくり活動に参加できるよう、市が実施・運営するものです。

#### (1) 保険対象者

仙台市民の方（事故発生日において、仙台市の住民基本台帳に記載されている方）

#### (2) 保険の対象となる活動

○次の要件をすべて満たす活動であることが必要です。

- ・活動が継続的、計画的に行われていること
- ・無報酬で行っていること（交通費など実費支給は無報酬とみなします。）
- ・営利を目的とした活動ではなく広く公共の利益を目的とした自発的な活動であること
- ・仙台市内における活動であること
- ・活動の目的が特定の政治や宗教等にかかわるものではないこと

#### ○活動例

町内会／自治会の運営活動、地域清掃活動、保健衛生活動、公園愛護活動、防犯活動、公益性を有する募金活動、交通安全活動、社会福祉活動、防火防災訓練活動、児童／青少年健全育成活動、国際交流活動、環境保全活動、生涯学習支援活動、コミュニティ・センターや集会所の管理運営活動など

※スポーツ活動中の参加者は対象となる場合があります。

#### (3) 事故発生時の手続き

事前の登録は不要です。市民活動中に事故にあわれた場合、区役所まちづくり推進課に、電話で連絡してください。その後、所定の事故報告書等を提出していただき、事故内容を審査し、補償制度の要件を満たしている場合、補償が適用されます。（事故発生から30日以内に連絡しない場合は、補償金が支払われないことがあります） 詳しくは下記までお問い合わせください。

➡ 宮城野区まちづくり推進課 地域活動係 TEL 291-2111 (内線6137)